

# 国立大学法人埼玉大学研究データ管理・公開ポリシーに関する解説

令和6年9月5日  
研究機構会議決定

本資料は「国立大学法人埼玉大学研究データ管理・公開ポリシー」（以下「本ポリシー」という。）の前文及び各条文について、用語の意味や背景等を解説するものである。

## 1. ポリシー策定の目的と背景

国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）では、基本方針の一つである「埼玉大学は国際社会に貢献する。」において「人類が抱える世界的諸課題に学術成果を還元する。」と謳っている。学術成果の還元にあたっては、その根幹である研究データを適切に管理・保存し、可能な限り公開していくことが重要である。

また、研究データの公開・共有を含め、研究成果のオープン化を進める国際的な潮流を受け、国や資金配分機関からも研究データの取扱いについて要請がなされており、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年6月閣議決定）においては、機関リポジトリを有する全ての大学において2025年までに研究データポリシーの策定率が100%になることが主要指標として示されている。

本ポリシーは、以上の背景を踏まえ、本学におけるオープンサイエンスの推進を図るため、研究データの管理及び公開に関する基本的な方針を定めるものである。

## 2. 定義

### ① 研究データ

本ポリシーが対象とする「研究データ」は、本学の研究活動の過程で収集または生成された情報で、研究素材として収集または生成された一次データだけでなく、それら进行分析・処理して作成された加工データや解析データ、それを生み出すに至った加工・解析ツール、研究データの説明資料やその取扱いに関わる手続きの情報、ライセンスや権利に関する情報、プログラムコードやその実行環境に関わる情報、研究課題等の関連資料全般を含むものとする。

デジタル／非デジタルを問わず、数値、画像、テキスト、有体物など、あらゆる形態を含める。

例えば、以下のようなものを含む。

- ・測定データ
- ・写真
- ・音声、映像等の視聴覚情報
- ・実験ノート及びフィールドノート

- ・ 質問票
- ・ 臨床データ

学外の研究者が、共同研究、施設利用、学術講演会、公開講座等、本学における研究活動を通して収集または作成したデータも含まれる。研究者等が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

なお、上に列記したものであっても、研究者等の判断によって公開になじまないものについては、必ずしも公開を義務付けるものではない。

「収集した情報」の中には、著作権に代表される知的財産権を有するもの（論文、書物、作品等）や不正競争防止法で保護されているもの（治験データ等）が含まれる場合があるが、それらは各法により保護されており、それらが持つ権利は本ポリシーに優先して当然守られなければならない。

#### ※参考：

「研究データ」とは、公的資金による研究開発の過程で生み出される全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なものをいう。研究ノートやメモ、実験や観測、シミュレーション等から直接得られたデータやそれを加工したデータ、論文のエビデンスとなるデータ等が含まれる。

（公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議））

#### ② 研究者等

国立大学法人埼玉大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則（以下「研究不正防止規程」という。）第2条第1項に定める研究者等とは、「本学の役員、教職員及び学生その他本学の施設・設備を利用して研究に携わる全ての者」をいう。学生についても、研究活動に従事する場合には該当する。

### 3. 研究データの管理

#### ① 定義

研究データの管理とは、研究データ管理計画（データマネジメントプラン（DMP））を策定し、その計画に従い、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、公開、破棄等研究活動の開始から終了まで適切な取り扱いを実践することを指す。例えば保存については、保存の可否や、保存する場合の保存先の選択や保存期間等について決定する。

#### ② 方法

研究者等は、法令及び本学の規程その他これに準ずるもの、ならびに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲で、次のように研究データの管理及び公開を行うこととする。

1. データ管理計画（DMP：Data Management Plan）を作成する。
2. 収集または作成した研究データについて、保存の必要性を判断する。
3. 「管理対象データ」の範囲を定める。
4. 「管理対象データ」に係る「メタデータ」を作成する。
5. 「管理対象データ」を以下のとおり、「公開データ」「共有データ」「非共有・非公開データ」に区分する。
  - (1) 公開データ：一般に任意の者に利活用可能な状態で供する研究データ
  - (2) 共有データ：アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な状態で供する研究データ
  - (3) 非共有・非公開データ：公開も共有もしない研究データ
6. 「公開データ」を公開する。

### ③ 研究者の権利と責務

研究データの管理主体は研究者等であり、研究データを収集または生成した研究者等は、それぞれの研究分野の特性等を考慮し、法的及び倫理的要件に従って、それを自律的かつ適切に管理、公開する権利と責務を有する。特に、研究データの公開／共有／非共有・非公開については、研究者等が適切に判断する事項である。

### ④ 本学の規程その他の規則

研究データの管理及び公開にあたって遵守すべき研究倫理指針及び本学が定める規程その他これに準ずる定めの主なものとして、例として次のようなものが挙げられるが、これらに限定するものではない。また、部局内で定める内規等も含む。

- ・ 国立大学法人埼玉大学における研究者等の行動規範
- ・ 国立大学法人埼玉大学利益相反マネジメント規則
- ・ 国立大学法人埼玉大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則
- ・ 埼玉大学研究データ等の保存等に関する指針
- ・ 国立大学法人埼玉大学の保有する個人情報の保護に関する規則
- ・ 国立大学法人埼玉大学職務発明等規則
- ・ 国立大学法人埼玉大学受託研究取扱規則
- ・ 国立大学法人埼玉大学と民間機関等との共同研究取扱規則
- ・ 国立大学法人埼玉大学における人を対象とする研究に関する倫理規則
- ・ 国立大学法人埼玉大学安全保障輸出管理規則

### ⑤ 各研究分野における倫理的要件

人を対象とする研究や、個人情報やセンシティブ情報を含むデータを使用した研究等については、各分野を所管する省庁や学協会が倫理指針等が示されている。データの取扱いにあたっては、そうしたものも参照しながら実施する必要がある。

#### ⑥ 研究インテグリティ

我が国の卓越した研究活動や、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が、外国からの不当な影響によって損なわれる懸念を認識した上で、多様なパートナーとの国際共同研究を今後も強力に推進していくために、研究コミュニティ、大学・研究機関等及び研究者が研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していくことが求められている。

#### 4. 研究データの公開等

法的・倫理的観点から公開することに問題がないと判断された研究データであっても、さらにオープン・アンド・クローズ戦略に基づき、公開の可否について判断をしなければならない。研究成果の社会実装やさらなる研究推進のために、知的財産として法的な保護が必要な研究データについては公開してはならない。公開に問題がないと判断された研究データを公開する際には、可能な限り「FAIR原則」に則って公開することが望ましい。

公開先としては、本学では機関リポジトリを用意しているが、他にも機関横断的な分野ごとのリポジトリやデータサーバ、分野を問わない汎用リポジトリサービス等、多様な選択肢が存在するので、投稿先の雑誌による指定や、各研究分野の慣習等に応じて、最適と考えるものを選択する。

#### ※オープン・アンド・クローズ戦略

データの特性から公開すべきもの（オープン）と保護するもの（クローズ）を分別して公開する戦略。

#### ※FAIR原則

FAIRとは、「Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）」の

略で、データ公開の適切な実施方法を示す原則である。

（参考） FORCE11: The FAIR Data Principles

<https://force11.org/info/the-fair-data-principles/>

#### 5. 本学の責務

研究者が適正な研究データ管理・公開を実現できるよう、本学は以下のような支援を行う。

1. 研究データを管理するためのデジタルプラットフォームの提供及び構築支援
2. 研究データ管理計画の策定・実施に関わる支援
3. 研究データを公開するための機関リポジトリ等の公開プラットフォームの提供

4. 研究データ公開の際のメタデータ作成支援
5. 研究データに関わる契約、法務等の支援
6. 部局・分野ごとの実施方針等の策定支援
7. 研究データ管理及び公開に関する情報提供、助言、教育研究等の機会の提供

以上